〇総務省告示第百四十三号

電 波 法 昭 和 +五. 年 法 律 第百三十一号) 第二十六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に基づい き、 周 波 数 割当計 画 (令

和 年 総 務 省 告 示 第 兀 百 + 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ うに 変更す る。

令和六年四月十日

総務大臣 松本 剛明

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 変 更 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 破 線 で囲 λ だ 部 分をこれ に対応する 変更 後 欄 12 掲 げ る 規 定

の破線で囲んだ部分のように改める。

備考 表中の[]の記載は注記である。	[第1~3 略] 第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 [略] 3400MHzを超え3480MHz以下 [注 略]	変更後
	[第1~3 同左] 第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 [[同左] 3400MHzを超え3480MHz以下 3600MHzを超え4100MHz以下 4500MHzを超え4600MHz以下 27GHzを超え28. 2GHz以下 29. 1GHzを超え29. 5GHz以下 (注 同左]	変更前